- 8.4センチメートル*-*--写真ちよう付面 12センチメートル

第 号

職氏名 生 年 月 日

火薬類取締法第45条の21第3項及び同法第45条の37第2項(同法第45条の38第2項 において準用する場合を含む。)の規定による

立 入 検 査 証

年 月 日発行

有効期間

(経済産業大臣) 産業保安監督部長 【都道府県知事】

火薬類取締法抜粋

- 第45条の21 経済産業大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため 必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事 務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査さ せ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者 に提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解してはならない。
- 第45条の37 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指 定完成検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他 必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に 提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては ならない。

第45条の38 (略)

- 2 第45条の24から前条までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第45条の24から第45条の26まで及び第45条の34中「第15条第1項ただし書」とあるのは「第35条第1項第1号」と、第45条の25、第45条の27から第45条の30まで、第45条の32、第45条の34及び第45条の35中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、第45条の34中「第15条第3項」とあるのは「第35条第3項」と読み替えるものとする。
- 第61条の2 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関、指定完成検査機関又は指定保安検査機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。
 - 五 第45条の21第1項若しくは第2項又は第45条の37第1項(第45条の38第2項において 準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問 に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。